

令和3年8月23日

問 合 せ 先	健康福祉局障害福祉部障害福祉課
	TEL 504-2147

## 障害者あんしん電話の費用負担区分の変更

### 1 支援策の内容

あんしん電話の費用負担区分を、一割負担（固定電話型：169円、携帯電話型：224円）に変更します。

### 2 対象者（要件等）

あんしん電話の利用料を全額自己負担されている障害者で、被災により前年に比較して所得が著しく減少し、市民税非課税に相当する世帯に属することとなった方。

### 3 手続きの方法

お住まいの区福祉課でお手続きください。

- 中区福祉課障害福祉係 (TEL) 504-2588 (FAX) 504-2175
- 東区福祉課障害福祉係 (TEL) 568-7734 (FAX) 568-7781
- 南区福祉課障害福祉係 (TEL) 250-4132 (FAX) 254-9184
- 西区福祉課障害福祉係 (TEL) 294-6346 (FAX) 294-6311
- 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL) 831-4946 (FAX) 879-8565
- 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL) 819-0608 (FAX) 819-0602
- 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL) 821-2816 (FAX) 821-2832
- 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL) 943-9769 (FAX) 923-1611